

高病原性鳥インフルエンザ対策を求める意見書

福島県伊達市で11月29日、高病原性鳥インフルエンザの発生が県内の養鶏場で初めて確認された。12月7日には、同県飯舘村の採卵鶏約10万4千羽を飼育する農場において、県内2例目となる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。当県のみならず全国各地でも相次いで確認されており、生産者及び消費者への大きな影響が懸念されているところである。当県は殺処分と埋却、消毒などの防疫措置を実施し、養鶏農家等では警戒を強めている。

これまで国においては、蔓延防止対策等を講じてきたところであるが、国民の健康と食の安全を確保するとともに、多額の損失が生じる恐れがある養鶏農家等の経営安定を図るため、更には消費者への不安や影響を払拭するための対策を一層強化する必要がある。

よって、国においては、早急に次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 発生原因と感染ルートの早期解明を図り、防疫対策を強化すること。
- 2 殺処分家畜等に対する「家畜伝染病予防費手当金」等を早期交付するとともに、移動制限区域等への養鶏農家を支援する「家畜伝染病予防費負担金」及び県などが実施している各種の防疫措置等に要する経費に対して、国による財政的支援を充実させること。
- 3 ネズミ等の野生小動物の駆除や防鳥ネットの整備等に要する「消費・安全対策交付金」等について、現場の実態を踏まえた柔軟な運用を図ること。
- 4 高病原性鳥インフルエンザに関する科学的知見や食品の安全性に関する的確な情報提供を行い、風評被害防止を図ること。
- 5 地方自治体が行う独自事業等に対しても財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月21日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

宛て

福島県議会議長 渡辺 義 信